

選 択 約 款 変 更 届 出 書

沖電お営営発第 64 号

平成 27 年 2 月 5 日

経済産業大臣 宮沢 洋一 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号

沖 縄 電 力 株 式 会 社

代表取締役 大 嶺 満
社 長

次のとおり選択約款を変更したので、電気事業法第 19 条第 12 項の規定により届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日	平成 27 年 4 月 1 日

別 紙

時 間 帯 別 調 整 契 約

(選 択 約 款)

平成 27 年 4 月 1 日 実 施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

目 次

1	目 的	1
2	選択約款の届出および変更	1
3	適用条件	1
4	契約期間	1
5	適用期間	2
6	季節区分および時間帯区分	2
7	契約電力	3
8	契約夜間率	3
9	料 金	3
10	最大需要電力および使用電力量の計量	6
11	契約超過金	6
12	需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算	7
13	そ の 他	7
	附 則	9
	別 表	13

1 目 的

この選択約款は、お客さまにせん頭時および昼間時間における負荷抑制および夜間時間への負荷移行をしていただくことにより、当社の電力供給設備の合理的かつ効率的運用を図ることを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第12項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成27年2月5日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適 用 条 件

供給約款の高圧電力Bの適用範囲に該当する需要で、せん頭時および平日昼間の負荷を夜間に移行できるお客さまが、次のいずれの条件にも適合し、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

- (1) 夜間率を本契約制度加入前の実績に比し5パーセント以上高めること。
なお、夜間率とは、5（適用期間）における使用電力量の合計（以下「年間総使用電力量」といいます。）に占める6（季節区分および時間帯区分）(2)に規定する夜間時間帯における使用電力量の合計の比率をいいます。
- (2) 夜間率を年間で55パーセント以上使用保持できること。
- (3) 深々夜率を28パーセント以上使用保持できること。

なお、深々夜率とは、年間総使用電力量に占める6（季節区分および時間帯区分）(2)に規定する深々夜時間帯における使用電力量の合計の比率をいいます。

4 契 約 期 間

- (1) 契約期間は、需給契約締結日から5（適用期間）に定める適用期間の末日

までといたします。

- (2) 契約期間満了に先だって、原則として高压電力Bまたは選択約款の季節別時間帯別電力に需給契約を変更することはできません。

5 適用期間

適用期間は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日までといたします。

6 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他季

毎年4月1日から6月30日までの期間および毎年10月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。

- (2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

時間帯		時間
せん頭時		夏季の13時から16時まで(夜間扱い日を除きます。)
昼間		9時から23時まで(夜間扱い日および軽負荷日ならびにせん頭時間帯を除きます。)
軽負荷時		軽負荷日の9時から23時まで
夜間	深々夜	(1) 夜間扱い日以外の1時から6時まで (2) 日祝日扱い日の0時から9時までおよび23時から24時まで、ならびに深々夜扱い日の全日 (3) 夜間扱い日(夜間扱い日が連続する場合はその最終日)の翌日の0時から1時まで
	その他夜間	せん頭時時間、昼間時間、軽負荷時時間、深々夜時間を除いた時間

(注) 夜間扱い日、日祝日扱い日、深々夜扱い日、軽負荷日については、別表2(夜間扱い日および軽負荷日)によります。

7 契約電力

(1) 契約電力は、次の種別ごとにお客さまと当社との協議によって定めます。

ただし、いずれの契約電力も500キロワット以上といたします。

イ 契約最大電力

契約上使用できる最大電力をいいます。

ロ 時間帯別契約電力

(イ) 夜間契約電力

夜間時間帯および軽負荷時間帯に常時使用できる最大電力をいい、契約最大電力に同じといたします。

(ロ) 昼間契約電力

昼間時間帯に常時使用できる最大電力をいい、(イ)を上回らないものといたします。

(ハ) せん頭時契約電力

せん頭時間帯に常時使用できる最大電力をいい、(ロ)を上回らないものといたします。

(2) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

8 契約夜間率

(1) 契約夜間率は、適用期間を通じて保持すべき夜間率とし、過去1年間の実績を基準として、3（適用条件）(1)から(3)までの条件を満たす範囲で、お客さまと当社との協議により定めた値といたします。

(2) 夜間率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

9 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、適用期間における実績夜間率が契約夜間率に未達となっ

たお客さまの適用期間の最終月の料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計に夜間率未達料金を加算したものといたします。また、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。さらに、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（13〔その他〕(1)の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

イ 夏季の各月

$$\text{せん頭時契約電力} \times \text{せん頭時基本料金単価} + (\text{昼間契約電力} - \text{せん頭時契約電力}) \times \text{昼間基本料金単価}$$

ロ その他季の各月

$$\text{昼間契約電力} \times \text{昼間基本料金単価}$$

	せん頭時	昼間
契約電力1キロワットにつき	2,646円00銭	1,760円40銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の各時間帯の使用電力量によって算定いたします。

	せん頭時	昼 間		軽負荷時	夜 間	
		夏季料金	その他季 料 金		その他 夜 間	深々夜
1キロワット時につき	21円12銭	15円95銭	14円57銭	12円95銭	11円63銭	9円99銭

ただし、別表2（夜間扱い日および軽負荷日）に定める最低負荷日の使用電力量については、深々夜時間帯の電力量料金から次の金額を差し引いた金額といたします。

1キロワット時につき	83 銭
------------	------

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その1月のうちせん頭時、昼間および軽負荷時間帯における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、供給約款別表6（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(4) 夜間率未達料金

適用期間における実績夜間率が契約夜間率に未達となった場合は、次式により夜間率未達料金を算定いたします。

$$\begin{aligned}
 \text{夜間率未達料金} &= \left\{ \begin{array}{l} \text{適用期間のせん頭時、昼間および軽負荷時使用電力量の合計} \\ - \text{適用期間の夜間使用電力量} \end{array} \right\} \times \frac{\text{契約夜間率}(\%)}{100 - \text{契約夜間率}(\%)} \\
 &\quad \times \text{(2)に定めるその他夜間の電力量料金単価} \times 1.5
 \end{aligned}$$

10 最大需要電力および使用電力量の計量

- (1) 最大需要電力および使用電力量の計量は、取引用計量器により毎月所定の検針日に行ないます。
- (2) 時間帯別の最大需要電力および使用電力量は、それぞれの時間帯別に計量されるよう施設した所定の計量器により区分して計量いたします。ただし、所定の計量器取付けまでの間は、記録型電力量計を取り付けている場合には、その記録により、記録型電力量計を取り付けていない場合には、取引用計量器の読みを記録した受電日誌により、それぞれお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。
- (3) 月の途中で最大需要電力および使用電力量を定める必要が生じた場合は、そのつどお客さまと当社が立会いのうえ検針を行ないます。

11 契約超過金

- (1) お客さまが、せん頭時および昼間（9時から10時までおよび22時から23時までを除きます。）のそれぞれの時間帯において契約電力をこえて電気を使用されたときには当社の責めとなる理由による場合を除き、次によって算定された金額を契約超過金として申し受けます。

$$\begin{aligned} \text{契約超過金} = & \{ \text{せん頭時超過電力} \times 9 \text{ (料金) (1)に定めるせん頭時} \\ & \text{基本料金単価} + (\text{昼間超過電力} - \text{せん頭時超過電力}) \\ & \times 9 \text{ (料金) (1)に定める昼間基本料金単価} \} \\ & \times \left(1.85 - \frac{\text{力率}(\%)}{100} \right) \times 1.5 \end{aligned}$$

(注) 上式において負となる項がある場合は、その項を零といたします。

- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

なお、契約超過金が支払期日までに支払われない場合には、契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、供給約款34（延滞利息）に準

じて延滞利息を申し受けます。

12 需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さまの理由により、契約電力を増加された後1年に満たないで電気の使用を廃止し、または契約電力を減少される場合は、契約期間にかかわらず、それまでの期間の料金および工事費についてさかのぼってお客さまに精算していただきます。

- (1) 料金は、減少契約電力分につき、9（料金）(1)に定める基本料金を20パーセント割増ししたものを適用いたします。また、電力量料金は、次によります。

	せん頭時	昼 間		軽負荷時	夜 間	
		夏季料金	その他季料 金		その他夜 間	深々夜
1キロワット時につき	25円00銭	18円85銭	17円30銭	15円37銭	13円73銭	11円78銭

ただし、別表2（夜間扱い日および軽負荷日）に定める最低負荷日の使用電力量については、深々夜時間帯の電力量料金から次の金額を差し引いた金額といたします。

1キロワット時につき	83 銭
------------	------

なお、減少契約電力分に見合う電力量は、その期間の時間帯別の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分したものといたします。

- (2) 工事費は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分については、臨時電力に準じて臨時工事費を申し受けます。

13 そ の 他

- (1) お客さまが希望される場合は、供給約款の高圧電力Bに準じ、供給約款の予備電力を契約することができます。ただし、この場合の予備電力の基本料

金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線については高圧電力Bの該当料金（電気を使用する場合のものとしていたします。）の5パーセント、予備電源については高圧電力Bの該当料金（電気を使用する場合のものとしていたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、9（料金）(2)の該当料金として算定いたします。

(2) この選択約款に定めのない規定については、供給約款を準用するものとしていたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、平成27年4月1日から実施いたします。

2 延滞利息の適用開始時期

9（料金）および11（契約超過金）については、平成28年4月1日以降に支払義務が発生する料金について適用するものとし、平成28年3月31日以前に支払義務が発生する料金については、附則3（延滞利息の適用開始までの取扱い）を適用いたします。ただし、平成28年3月2日から平成28年3月31日までの期間に需給契約が消滅した場合の料金は、平成28年4月1日以降に支払義務が発生する料金といたします。

3 延滞利息の適用開始までの取扱い

(1) 料 金

料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。

イ 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、適用期間における実績夜間率が契約夜間率に未達となったお客さまの適用期間の最終月の早収料金は、基本料金および電力量料金の合計に夜間率未達料金を加算したものといたします。また、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。さらに、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表

3 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表3 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合 (13 [その他] (1)の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。) の基本料金は、半額といたします。

a 夏季の各月

せん頭時契約電力 × せん頭時基本料金単価 + (昼間契約電力 - せん頭時契約電力) × 昼間基本料金単価

b その他季の各月

昼間契約電力 × 昼間基本料金単価

	せん頭時	昼間
契約電力1キロワットにつき	2,646円00銭	1,760円40銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の各時間帯の使用電力量によって算定いたします。

	せん頭時	昼間		軽負荷時	夜間	
		夏季料金	その他季料金		その他夜間	深々夜
1キロワット時につき	21円12銭	15円95銭	14円57銭	12円95銭	11円63銭	9円99銭

ただし、別表2 (夜間扱い日および軽負荷日) に定める最低負荷日の使用電力量については、深々夜時間帯の電力量料金から次の金額を差し引いた金額といたします。

1キロワット時につき	83銭
------------	-----

(ハ) 力率割引および割増し

a 力率は、その1月のうちせん頭時、昼間および軽負荷時時間帯における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、供給約款別表6（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(ニ) 夜間率未達料金

適用期間における実績夜間率が契約夜間率に未達となった場合は、次式により夜間率未達料金を算定いたします。

$$\begin{aligned} \text{夜間率未達料金} &= \left\{ \begin{array}{l} \text{適用期間のせん頭時、昼間および軽負荷時使用電力量の合計} \\ - \text{適用期間の夜間使用電力量} \end{array} \right\} \times \frac{\text{契約夜間率}(\%)}{100 - \text{契約夜間率}(\%)} \\ &\quad \times (\text{ロ}) \text{に定めるその他夜間の電力量料金単価} \times 1.5 \end{aligned}$$

ロ 遅収料金

遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。

(2) 契約超過金

イ お客さまが、せん頭時および昼間（9時から10時までおよび22時から23時までを除きます。）のそれぞれの時間帯において契約電力をこえて電気を使用されたときには当社の責めとなる理由による場合を除き、次によって算定された金額を契約超過金として申し受けます。

$$\begin{aligned}
 \text{契約超過金} = & \{ \text{せん頭時超過電力} \times (1) \text{イ(イ)に定めるせん頭時} \\
 & \text{基本料金単価} + (\text{昼間超過電力} - \text{せん頭時超過電力}) \\
 & \times (1) \text{イ(イ)に定める昼間基本料金単価} \} \\
 & \times \left(1.85 - \frac{\text{力率}(\%)}{100} \right) \times 1.5
 \end{aligned}$$

(注) 上式において負となる項がある場合は、その項を零といたします。

この場合において、契約超過金に対応する料金の早収期間内に支払われるときには早収料金の場合の金額、早収期間経過後に支払われるときには遅収料金の場合の金額により計算いたします。

ロ 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期限内に支払っていただきます。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月1日から翌年の3月31日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月1日から翌年の3月31日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その月の末日といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電

促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 夜間扱い日および軽負荷日

(1) 夜間扱い日

この選択約款における夜間扱い日とは、次の日をいいます。

イ 深々夜扱い日

4月29日から5月5日まで、12月29日から12月31日まで、

1月1日から1月5日まで

ただし、次の日を最低負荷日といたします。

4月30日から5月4日まで、12月30日から12月31日まで、

1月1日から1月3日まで

ロ 日祝日扱い日

次の日のうち、深々夜扱い日以外の日をいいます。なお、(ホ)については、適用期間に先だって、あらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(イ) 日曜日

(ロ) 4月29日、5月3日、5月4日、5月5日、7月の第3月曜日、9月の第3月曜日、10月の第2月曜日、11月3日、11月23日、12月23日、1月1日、1月の第2月曜日および2月11日

(ハ) 各年ごとに定める次の日

平成 27 年	9 月 22 日, 9 月 23 日
平成 28 年	3 月 20 日, 8 月 11 日, 9 月 22 日
平成 29 年	3 月 20 日, 8 月 11 日, 9 月 23 日
平成 30 年	3 月 21 日, 8 月 11 日, 9 月 23 日
平成 31 年	3 月 21 日, 8 月 11 日, 9 月 23 日
平成 32 年	3 月 20 日, 8 月 11 日, 9 月 22 日
平成 33 年	3 月 20 日, 8 月 11 日, 9 月 23 日
平成 34 年	3 月 21 日, 8 月 11 日, 9 月 23 日
平成 35 年	3 月 21 日, 8 月 11 日, 9 月 23 日
平成 36 年	3 月 20 日, 8 月 11 日, 9 月 22 日
平成 37 年	3 月 20 日, 8 月 11 日, 9 月 23 日

(ニ) (ロ)または(ハ)に定める日が日曜日となる場合, その翌日以降でその日に最も近い(ロ)または(ハ)でない日

(ホ) (イ), (ロ), (ハ)および(ニ)以外で当社の定める日

(2) 軽 負 荷 日

この選択約款における軽負荷日とは, 当社の定める日とし, 適用期間に先だて, あらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

3 燃 料 費 調 整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は, 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき, 次の算式によって算定された値といたします。

なお, 平均燃料価格は, 100 円単位とし, 100 円未満の端数は, 10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原

油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2410$$

$$\beta = 1.1282$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (25,100 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を上回り、かつ、37,700 円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 25,100 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,700 円を上回る場合

平均燃料価格は、37,700 円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (37,700 \text{円} - 25,100 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月1日から5月31日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月1日から4月30日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	29 銭 9 厘
------------	----------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 選択約款の変更の内容

沖縄電力株式会社

1 変更を必要とする理由

当社は、電気供給約款が平成 27 年 2 月 5 日届出により変更となったことにもない、本選択約款についても変更するとともに、本選択約款別表の夜間扱い日および軽負荷日の内容をあわせて変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第 19 条第 12 項の規定にもとづき、ここに平成 26 年 3 月 14 日届出の時間帯別調整契約（選択約款）の変更を届け出る次第であります。

2 選択約款の変更の内容

電気供給約款の変更にともない、この選択約款の供給条件に対し必要となる変更を行なうとともに、別表2（夜間扱い日および軽負荷日）の内容を、次のとおり変更いたしました。

別 表（夜間扱い日および軽負荷日）

現 行	変 更 後
<p>別 表</p> <p>2 夜間扱い日および軽負荷日</p> <p>(1) 夜 間 扱 い 日</p> <p>この選択約款における夜間扱い日とは、次の日をいいます。</p> <p>イ 深々夜扱い日</p> <p>4月29日から5月5日まで、 12月29日から12月31日まで、 1月1日から1月5日まで ただし、次の日を最低負荷日と いいます。</p> <p>4月30日から5月4日まで、 12月30日から12月31日まで、 1月1日から1月3日まで</p> <p>ロ 日祝日扱い日</p> <p>次の日のうち、深々夜扱い日以外の日をいいます。</p> <p>日曜日</p> <p>4月29日、5月3日、 5月5日、5月6日、 7月の第3日曜日、 9月の第3日曜日、9月23日、 10月の第2日曜日、11月3日、 11月24日、12月23日、 1月1日、1月の第2日曜日、</p>	<p>別 表</p> <p>2 夜間扱い日および軽負荷日</p> <p>(1) 夜 間 扱 い 日</p> <p>この選択約款における夜間扱い日とは、次の日をいいます。</p> <p>イ 深々夜扱い日</p> <p>4月29日から5月5日まで、 12月29日から12月31日まで、 1月1日から1月5日まで ただし、次の日を最低負荷日と いいます。</p> <p>4月30日から5月4日まで、 12月30日から12月31日まで、 1月1日から1月3日まで</p> <p>ロ 日祝日扱い日</p> <p>次の日のうち、深々夜扱い日以外の日をいいます。なお、(ホ)については、適用期間に先だって、あらかじめ当社の事務所に掲示いたします。</p> <p>(イ) 日曜日</p> <p>(ロ) 4月29日、5月3日、 5月4日、5月5日、 7月の第3日曜日、 9月の第3日曜日、</p>

2月11日および3月21日
 4月5日, 4月12日,
 4月19日, 4月26日,
 5月10日, 8月9日,
 8月11日, 10月11日,
 10月18日, 10月25日,
 11月1日, 11月8日,
 11月15日, 11月22日,
 11月29日, 12月6日,
 12月13日, 12月20日,
 12月27日, 1月10日,
 1月17日, 1月24日,
 1月31日, 2月7日,
 2月14日, 2月21日,
 2月28日, 3月7日,
 3月14日, 3月28日

(2) 軽 負 荷 日

この選択約款における軽負荷日とは、次の日をいいます。

5月17日, 5月24日,
 5月31日, 6月7日,
 6月14日, 6月21日,
 6月28日, 10月4日

10月の第2月曜日,
 11月3日, 11月23日,
 12月23日, 1月1日,
 1月の第2月曜日
 および2月11日
 (ハ) 各年ごとに定める次の日

平成27年	9月22日, 9月23日
平成28年	3月20日, 8月11日, 9月22日
平成29年	3月20日, 8月11日, 9月23日
平成30年	3月21日, 8月11日, 9月23日
平成31年	3月21日, 8月11日, 9月23日
平成32年	3月20日, 8月11日, 9月22日
平成33年	3月20日, 8月11日, 9月23日
平成34年	3月21日, 8月11日, 9月23日
平成35年	3月21日, 8月11日, 9月23日
平成36年	3月20日, 8月11日, 9月22日

平成37年

3月20日,
8月11日,
9月23日

(ニ) (ロ)または(ハ)に定める日が
日曜日となる場合、その翌日
以降でその日に最も近い(ロ)
または(ハ)でない日

(ホ) (イ), (ロ), (ハ)および(ニ)以外
で当社の定める日

(2) 軽 負 荷 日

この選択約款における軽負荷日と
は、当社の定める日とし、適用期間
に先だって、あらかじめ当社の事務
所に掲示いたします。